



竹田ゆかり市政信

「通信」という言葉には交流・ふれあいの意味があります

〒248-0024 鎌倉市稲村ガ崎 5-31-11 連絡先 090-3535-4474

E-mail yukari.ain@gmail.com ホームページ <http://yukari-0031.xsrv.jp>

新年あけましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願いたします。

鎌倉の教育が、首長の判断でかわる？

一般質問 (1)

鎌倉で学び育つ子ども達にとって、大きな影響を及ぼす可能性のある教育委員会制度が、4月から変わります。文科省は「教育委員会制度の理念・原則は変わらない…」としていますが、鎌倉における教育の何が変わり、何が変わらないのか。特に、教育にとって重要な『政治的中立性』が守られるのか。施行前に文科省通知・国会答弁をもとに、12月議会で一般質問を通して質しました。

そもそも、教育委員会制度がなぜ変わるのか、どう変わるのか、新聞等でも報道されていますが、前提となる内容を以下にまとめました。

★教育委員会制度を変えることにした背景

教育委員会制度は、戦前の教育への反省から、戦後の行政改革の中で立ち上げられたものです。そのねらいは、「教育の自主性の尊重、自律性の確保、政治の不当な支配・介入を避ける、教育の民主化、教育行政の地方分権化」などでした。

しかし、2011年、大津市で起きたいじめによる自殺問題は、教育委員会の対応、責任の所在の不明確さなどに批判があつまり、その後の議論の中から見直しが始まり、この度の改正となりました。

★改正のねらいは何か

- ① 地方教育行政における責任の明確化。
- ② 迅速な危機管理体制の構築。
- ③ 首長(鎌倉市でいえば松尾市長)との連携強化を図る。
- ④ 地方に対する国の関与の見直しを図る。

★何がどう変わるのか

- * 教育長と教育委員長を一本化した新教育長を、首長が議会の同意を得て直接任命する。任期3年。(首長の任期中に変えるチャンスがある。)
- * 首長と教育委員会が協議・調整する「総合教育会議」を設置する。
- * 大綱(教育の目標や施策の根本方針)を首長が

首長が権限をこえて、教育内容や教育のあり方に踏み込むことがないよう、一般質問を通して確認できたこと。

はない。

- (2) 新教育長は今まで通り、教育委員会の決定にもとづいて事務執行する立場である。
- (3) 首長は、教育委員会の権限に踏み込むことはできない。
- (4) 「鎌倉市総合教育会議」では、首長と教育委員会は対等な立場で協議・調整をする。
- (5) 総合教育会議では、教科書採択、個別の教職員人事など政治的中立性の要請の高い事項については協議しない。
- (6) 首長の権限でない事項については協議・調整の対象にならない。意見交換をしても決定権限・執行権限は教育委員会にある。
- (7) 総合教育会議の協議を通して、首長が大綱を策定するが、十分な協議をする。万一教育委員会と調整がついていない事項を載せても、教育委員会に尊重義務はない。執行の判断は教育委員会がする。

今後、制度改正の結果が、子ども達にどのような影響を及ぼすか、しっかりと注視していく必要があります。意見交換と言う形をとりながら、市長個人の意向が強要されることがないように、総合教育会議を傍聴することも重要です。

また、市長が変わることで、教育方針が安易に変えられることになると、一番影響を受けるのは子ども達です。

子ども達一人一人の持てる力が発揮され、夢の実現につながるよう、子ども達自身を中心に据えた鎌倉の教育でありたいものです。



(1) 新教育長は首長が直接任命するが、教育委員会としての意思決定は多数決で決することに

鎌倉市民の公有財産は、
適切に管理されているのか？
有効活用されているのか？



一般質問

(2)

鎌倉市の公有財産はすべて市民の財産です。その維持・管理について定められた「鎌倉市公有財産規則」には、「・・・各課等の長は、当該課に所属する行政財産(各部が管理活用している財産)について、常にその現状を把握し、所属職員を指揮監督して当該財産を良好な状態において、維持保存し、且つ、これを最も効率的に運用しなければならない。」と書かれています。

しかし、実際はこの規則に沿って維持・管理・運用がなされているのでしょうか。老朽化している、活用計画がない、などを理由に、火事や倒壊が起きない程度の管理で済ませているため、取り壊さざるを得なくなった建物も見受けられます。良好な状態に維持管理しないと部内で判断したということは、いずれ取り壊すという判断をしているわけです。その判断基準が、老朽化、計画がない、ということだけで良いのでしょうか。市民の財産を預かる市としては、その判断を市民に示す必要があるのではないかと思います。(例えば旧図書館・御成小講堂など)

一般質問を通して、①鎌倉市には、公有財産を維持管理する上での統一的な仕様がいないこと。②行政財産の管理は部に任されているが、管理の仕方に差が生じていること。③寄付でいただいた公有財産の活用が不十分であることなどが明らかになりました。

管理が行き届かずその結果老朽化を招き、安易に取り壊すという判断を下すことがないよう、統一的な維持管理仕様の作成と、市民ニーズを把握して公有財産がわが町の財産として有効活用できるような仕組みを作ることを求めました。

可決した主な議案

1. 議案62号 指定管理者の指定について
2. 議案64号 鎌倉市債権管理条例の制定について
3. 議案66号 鎌倉市建築基準条例の制定について
4. 議案68号 鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について
5. 議案71号 鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
6. 議案73号 平成26年度鎌倉市一般会計補正予算(第5号)
7. 議会議案7号 鎌倉市議会基本条例の制定について
8. 議会議案9号 手話言語法の制定を求める意見書の提出について

普通教室空調設備

一般質問(3)

前倒し、早期設置の見通し!

一地域の力が、学習環境を守ることに一

一年前、近隣市町が次々に普通教室に空調設備設置を進める中、鎌倉市は、実質公債費比率(借金返済の重さ)が、県内で一番少ない市でありながら、設置の見通しさえない状況にありました。私は、2013年の9月議会から、「記録的猛暑が続く中、小中学校普通教室への空調設備設置は喫緊の課題である」と訴え、議会のたびに学校現場の実情や客観的な資料・規則・法令等をもとに、設置の必要性を訴え続けてまいりました。また、市長には学校現場に出向いて実態把握に努めること、教育委員会には公的な形で温湿度調査を求めました。

そして昨年12月議会の一般質問において、市長から「・・・早期の設置を考えて、検討を指示する。」との答弁を得ました。

市長の心を動かすきっかけを作ったのは、一人の地域の保護者でした。昨年暮れ、私の訴えを偶然ビラで知ったその方は、「勉強する教室に空調がないなんて…」と突然メールを下さり、昨年2月に「普通教室への空調設備設置を求める陳情」を上げられたのです。その結果なんと総員挙手により本会議で採択されました。さらに、それに呼応して、また一人の保護者が署名活動を始められ、11月19日、7,845筆の署名が市長に届けられ、12月議会での市長の決断となったのです。まさに、鎌倉市の子どもの学習環境が、お互い顔も知らない二人のお母さまの勇氣ある行動と、それに賛同する地域の方々の一筆一筆で改善されることになったわけです。

採択された陳情

1. 「手話言語法(仮称)の制定を求める意見書」についての陳情
2. 高齢者入浴助成券事業及びデイ銭湯事業の存続を求めることについての陳情
3. 在宅福祉サービスセンター利用料徴収および生涯学習センター利用料減免取り消し(有料化)等についての陳情
4. 北鎌倉駅裏安全対策の早期実現を求める陳情(竹田ゆかりは反対しました。理由はブログにて)
5. 都市計画深沢地区土地区画整理事業及び地区計画の見直しについての陳情
6. 鎌倉ネット存続についての陳情

訂正とお詫び…市政通信題6号4面でご紹介した、旧華頂宮邸地代、正しくは9,414,000円でした。お詫びして訂正いたします。